

# 株式交付に係る事後開示書面

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に基づく開示事項)

2024 年 10 月 11 日

株式会社REVOLUTION

2024年10月11日

## 株式交付に係る事後開示書面

東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ニューオータニガーデンコート12階  
株式会社 REVOLUTION  
代表取締役 新藤弘章

当社は、2024年8月30日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2024年10月11日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社とし、WeCapital 株式会社（以下「We社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施いたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は下記のとおりです。

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2024年10月11日

2. 株式交付親会社に関する事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

(1) 会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法第816条の10第1項、会社法施行規則第213条の9第3号）

本株式交付に際して当社が譲り受けたWe社の株式の数は、27,483株です。

4. 株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び同項第 5 号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

該当事項はありません。

以上